

参考資料 4-1 再発性の失神（除細動器植え込み後）用

【診断書記載要領】 ※ 診断書と一緒に医師の方に渡してください。

2 医学的判断

- 病名
- 総合所見（現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等）
- 最終作動日 年 月 日

〈総合所見〉

- 3の意見を導く根拠となる症状や経過、各種検査結果等を具体的に記載する。

〈最終作動日〉

- ICD又はCRT-Dの最終作動日を記載する。植え込み後作動が一度もない場合には記載不要である。

3 現時点での病状（改善の見込み等）についての意見

- (1) 除細動器植え込み前後に意識を失ったことがなく、一次予防（植え込み前に心室頻拍・心室細動やそれによる意識消失の既往のない予防的植え込み）目的の場合
- (2) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがある場合
- (3) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがない場合
- (4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行った場合

〈現時点での病状（改善の見込み）についての意見〉

- (1)から(4)の項目で該当するいずれかのカタカナを丸で囲む。
- 6か月よりも短期間又は7日よりも短期間で「運転を控えるべきとはいえない」の診断できる見込みがある場合には、括弧内に当該期間を記載する。

4 その他特記すべき事項

- 運転再開可能見込み日（上記3で、1～6か月以内又は7日以内は運転を控えるべき診断の場合のみ記載）  
年 月 日

- 運転禁止期間の起算日が「除細動器作動日」か「診断書作成日」か不明の場合、公安委員会は、同起算日を確認する可能性がある。
- 1～6か月又は7日以内に「運転を控えるべきとはいえない」と診断ができることが見込まれる場合、診断時点での運転再開可能見込み日を記載する。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 年 月 日  
病院又は診療所の名称・所在地  
担当診療科名  
担当医師名

- 「専門医」とは、公安委員会の指定する専門医との意であり、通常の診断書では「主治医」のみを○で囲む。
- この診断書は「日本不整脈心電学会の主催するICD研修履修者」が作成する必要がある。

作成される医師の方へのお願い

- ・ 最終的な運転の可否判断は公安委員会が行いますので、医学的観点から診断し記載してください。
- ・ 診断書様式は、愛媛県警察ホームページ上「運転免許に関する各種ご案内」にも掲載していますので、そちらを使用し、パソコンで作成していただいても大丈夫です。
- ・ 診断書のことでご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。  
愛媛県警察本部 運転免許課 安全運転支援係（適性検査担当）

Tel：089-934-0110（県警代表番号）